

議 事 日 程

令和6年第2回浜中町議会定例会
令和6年6月14日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第38号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3	議案第39号	浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	議案第40号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第5	議案第41号	浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
日程第6	議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第7	議案第43号	工事請負契約の締結について
日程第8	議案第44号	工事請負契約の締結について
日程第9	議案第45号	工事請負契約の締結について
日程第10	議案第46号	財産の取得について
日程第11	議案第47号	財産の取得について
日程第12	議案第48号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第49号	令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14	議案第50号	令和6年度浜中診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第51号	令和6年度浜中町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第52号	監査委員の選任同意について
日程第17	議案第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第18		議員の派遣について
日程第19		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報 公聴常任委員会・議会運営委員会)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第38号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第38号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第38号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびは、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う賦課限度額
などの改正と前年所得に基づく国民健康保険税率等の改正を行うものであります。保険税
につきましては、北海道に納める国民健康保険事業費納付金に充てる財源として、北海道
から示された標準保険税率を基に、前年所得と決算見込みによる剰余金などを考慮した上
で税率等の改正を行うものであります。

地方税法施行令の一部改正に伴う改正では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額2
2万円を24万円に引き上げるものであります。また、5割軽減及び2割軽減の対象とな
る世帯の軽減判定所得について、被保険者の数などに乗ずるべき金額を引き上げる改正を
行い、保険税軽減措置を拡充しようとするものであります。

次に、前年所得の確定と決算見込みなどによる改正では、保険税の基礎課税分、後期高
齢者支援金等課税分、介護納付金課税分について所得割を改め、それに準じて、被保険者
均等割額及び世帯別平等割額の改正に伴い、7割、5割、2割の金額についても改正を行
います。

この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとしております。

なお、このたびの条例改正につきましては、去る5月31日開催の令和6年第2回浜中
町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、議案第38号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足ご説明申し上げます。

このたびは、地方税法施行令の一部改正に基づく所要の改正と国民健康保険税の算定の基礎となります前年の所得の確定による税率及び税額の改正を行うものです。国民健康保険を取り巻く状況は、加入者の少子高齢化などによる減少、医療費の増加等により安定的に市町村単位で運営を続けることが難しくなっているところです。平成30年度から新しい国保制度が始まり、北海道全体で国保を運営することになりました。北海道全ての市町村が国民健康保険事業費納付金を出し合って医療費などを支払う財源を確保し、全道で支え合う医療保険として都道府県化され、スケールメリットを生かしながら運営しております。

それでは、議案関係資料、資料番号4の31ページをお開きください。

この表は、条例改正に係る浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が現行条文、左側が改正案で、アンダーラインの部分が今回改正しようとする条文、字句であり、39ページまでとなっております。

説明の便宜上、新旧対照表の説明は省略させていただき、40ページの浜中町国民健康保険税条例改正概要に基づきまして、主な改正内容をご説明いたします。

それでは、40ページをお開きください。

改正事項1の課税限度額の引上げでは、地方税法施行令の一部改正に基づき、第2条第3項及び第23条第1項に規定されております後期高齢者支援金等分について、22万円から24万円に改めるものです。

改正事項2の税率等の改正では、所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の改正で、基礎課税分について第3条第1項に規定されております所得割で、現行の100分の8.77を100分の7.84に改め、第5条に規定されております被保険者均等割で現行の2万7800円を3万800円に、第5条の2の第1号世帯別平等割で現行の2万9100円を3万100円に、第2号特定世帯で現行の1万4550円を1万5050円に、第3号特定継続世帯で現行の2万1825円を2万2575円に改めるものです。

次に、後期高齢者支援金等分について、第6条に規定されております所得割を現行の100分の3.05を100分の2.32に改め、第7条の2の被保険者均等割で現行の9500円を1万円に、第7条の3の第1号世帯別平等割で現行の9900円を9800円に、第2号特定世帯で現行の4950円を4900円に、第3号特定継続世帯で現行の7425円を7350円に改めるものです。

次に、介護納付金分について、第8条に規定しております所得割を現行の100分の2.

63を100分の2.08に改め、第9条の2の被保険者均等割で現行の9200円を1万円に、第9条の3の世帯別平等割で現行の7400円を7900円に改めるものです。

改正事項3の保険税の軽減の(1)の7割軽減では、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

(2)の5割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行令の改正により、第23条第1項第2号中の被保険者数等に乗ずる金額29万円を29万5000円に改めるものです。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

次に、41ページの(3)の2割軽減では、軽減判定所得の算定方法の変更で、地方税法施行令の改正により、第23条第1項第3号中の被保険者数等に乗ずる金額53万5000円を54万5000円に改めるものです。また、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税額の改正に伴い、被保険者均等割及び世帯別平等割の軽減額を改正するものです。

改正事項4の未就学児に係る均等割軽減では、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分について、第23条第2項第1号及び第2号中のイの7割軽減、ロの5割軽減、ハの2割軽減、ニの低所得者軽減世帯以外の軽減額を改正するものです。

以上の改正条例の規定については、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとしております。また、経過措置として、改正後の浜中町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年分の国民健康保険税については従前の例によるとしております。

次に、42ページの国民健康保険税条例改正資料をご覧ください。

1の前年度との税率比較についてご説明いたします。

このたびの改正による税率及び税額について、前年度との比較を申し上げますと、令和6年度の所得割は医療給付費分で7.84%、0.93ポイントの減、後期高齢者支援金等分で2.32%、0.73ポイントの減、介護納付金分で2.08%、0.55ポイントの減となります。

次に、被保険者均等割額では、医療給付費分で3万800円、3000円の増、後期高齢者支援金分で1万円、500円の増、介護納付金分で1万円、800円の増となります。

未就学児の被保険者均等割は5割軽減され、医療給付費分で1万5400円、1500円の増、後期高齢者支援金分で5000円、250円の増となります。

世帯別平等割は、医療給付費分で3万100円、1000円の増、後期高齢者支援金分で9800円、1000円の減、介護納付金分で7900円、500円の増となります。

特定世帯、特定継続世帯は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、課税限度額は、後期高齢者支援金分が24万円に2万円引き上げられ、限度額の合計は、令和6年度は106万円となり、前年度から2万円の引上げとなります。

次に、2の前年度との課税比較についてご説明いたします。

この表は、令和6年度の課税見込額、収納見込額、当初予算比較、被保険者数1人当たり平均課税額、課税世帯などを前年度と比較したものです。

①列は、条例改正後の課税見込額で、令和6年度の総額は、計欄で3億5058万9000円、前年度比較で1143万6000円の増となっております。

②列は、課税見込額に収納率96%を乗じた収納見込額で、令和6年度では計3億3656万4000円で、前年度比較で1097万9000円の増となっております。

④列の当初予算比較では、②の収納見込額から当初予算額を差し引いた額で、令和6年度の計欄で当初予算額と比較し、470万9000円の増となっております。

⑤列は被保険者数で、医療給付費分と後期高齢者支援金分は2051人で98人の減、介護納付金分は697人で35人の減となっております。

⑥列の1人当たりの平均課税額は、医療給付費分で11万5988円、1万611円の増、後期高齢者支援金分は3万7691円、1573円の増、介護納付金分は5万779円で2181円の増となり、この結果、課税見込額の計を被保険者数で除した⑥列の1人当たり平均課税額は17万936円で、前年度比較1万2887円の増となっております。

⑦列は課税世帯で、医療給付費分と後期高齢者支援金分は986世帯で20世帯の減、介護納付金分は494世帯で21世帯の減となっております。

⑧列は1世帯当たりの平均課税額で、医療給付費分は24万1269円で1万6165円の増、後期高齢者支援金分は7万8403円で1248円の増、介護納付金分は7万1646円で2570円の増となり、1世帯当たりの計では、この結果、35万5567円で、前年度比較1万7946円の増となっております。

⑨列は限度額超過世帯で、医療給付費分は132世帯で5世帯の増、後期高齢者支援金分は95世帯で33世帯の減、介護納付金分は78世帯で7世帯の減となっております。

次に、43ページをご覧ください。

3の低所得者軽減対象調で、左の区分欄から上から順に7割、5割、2割の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険税の軽減区分ごとの資料です。

下段の計欄の被保険者数及び世帯数について申し上げます。

A列の被保険者数は、医療給付費分と後期高齢者支援金分は580人、被保険者数割合28.3%、介護納付金分は166人、被保険者数割合23.8%となっております。

B列の世帯数は、医療給付費分と後期高齢者支援金分では337世帯、世帯割34.2%、介護納付金分は135世帯、世帯割27.3%となっております。

次に、44ページをお開きください。

こちらは、軽減区分ごとの保険税軽減額の資料となっております。

下段の計欄のみ申し上げます。

被保険者均等割額は、医療給付費分で922万4600円、後期高齢者支援金分で299万5000円、介護納付金分85万6000円となっております。

世帯別平等割額は、普通世帯の医療給付費分で558万9570円、後期高齢者支援金分で181万9860円、介護納付金分で56万4060円、特定世帯及び特定継続世帯については記載のとおりとなっております。

軽減額の計では、医療給付費分で1516万7842円、後期高齢者支援金分で493万10円、介護納付金分で142万60円となっております。

以上がこのたびの条例改正事項に関する説明となります。

次に、45ページをお開きください。

令和5年度国民健康保険特別会計決算見込書は令和6年4月末時点のもので、歳入、歳出の科目ごとに予算額と決算見込額を比較したもので、税率算定の際に用いて、歳入の国民健康保険税を除き、確定しているものです。

資料右下に記載の見込み金額についてのみ申し上げます。

歳入の合計が10億7238万円、歳出合計が10億6306万円、翌年度繰越見込額が932万円となっております。

次に、46ページをご覧ください。

令和5年度国民健康保険税収納状況調書は、令和6年5月末時点の速報値として示した資料です。

上の表の国民健康保険税中、下段の合計欄のみ申し上げます。

合計の現年課税分予算額は3億3233万8000円、調定額は3億4419万3300円、収納額は3億3876万4668円、不納欠損額は2万8900円、収入未済額は539万9732円、収納率は98.4%で、前年度比0.5ポイントの増となっております。

滞納繰越分では、予算額は585万9000円、調定額は1818万455円、収納額は618万7198円、不納欠損額は16万3100円、収入未済額は1183万157円、収納率は34%で、前年度比7.1ポイントの増となっております。

保険税合計で予算額は3億3819万7000円、調定額は3億6237万3755円、収納額は3億4495万1866円、不納欠損額は19万2000円、収入未済額は1722万9889円、収納率は95.2%で、前年度比0.4ポイントの増となっております。

この結果、最終決算見込額は約1400万円の黒字決算となりますが、次年度以降、北海道に収める国保事業費納付金の増額が予想されることや、国保加入者の減少、昆布漁などの漁獲量の低下による減収、地域の経済状況などを総合的に判断し、決算剰余金を減税財源に充当せず、国民健康保険財政調整基金に積み立てることとなりました。

国保会計の財政基盤を担う保険税につきましては、厳しい地域経済状況の中、加入者の納税意識の高揚と各種収納対策により、高い収納率を維持することができております。

本年度におきましても、相互扶助の原則を踏まえ、保険税の収納確保に努めるとともに、医療費適正化の推進を図り、国保会計の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解をい

ただきたいと存じます。

以上、議案第38号の補足説明といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第38号の質疑を行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 国民健康保険については、今、担当課長から説明があったように、浜中町民の6割近くが加入しているということで、大事なものだとは私は認識しております。大きな病気にかかったときには、相互扶助の目的で入院の給付財源に充てられるということで、高額療養費がかかる場合などはとてもいい制度だと思っているわけです。

加えて、今年の1次産業に関わり、特に漁業に関しては、昆布の水揚げが少ないといった状況がありますので、今回課税される国保税について質問をさせていただきたいなと思っております。

資料の45ページに決算見込みがございました。令和5年度の保険税の軽減に関わる金額でいきますと、繰入金で保険税軽減分が2610万3000円です。そして、繰越金ですが、前年度は801万8000円ありまして、3412万1000円が減税財源になったのかなと思っておりますけれども、令和6年度の繰越金は932万円となっております。これも減税財源に使われるのかなと思っておりましたが、今の説明を聞きますと、財政調整基金に積み立て、次年度の道への納付金の財源に充てたいというような話でした。このまま減税財源に用いないとすれば、今のような税率になってくるということですよ。

6年度の繰越金932万円というは、46ページの速報値の数字を見ると、決算見込額が3億4010万8000円ですから、収納額が非常に高く、現年度滞納分を合わせて95.2%で3億4951万円ということです。差し引かれると484万3000円が繰越財源になります。実際のところは932万円だけれども、計算してみると484万3000円の繰越財源が生じるということです。これを加えれば、減税財源としてはもっと安い税率になるのではないかというようなことを考えたのです。

そこでお聞きしますが、令和6年度の今回の国保税軽減分を幾らで見ているのかです。5年度は2610万3000円でしたけれども、今年度は幾らで見たのでしょうか。

この前、5月31日に国民健康保険運営協議会がありまして、前年度対比で1人当たりの課税額は医療費給付分では1人当たりでいくと1万611円、1世帯当たりでいくと1万6165円だけ増えているのですよ。1世帯当たり1万円の減税にするとすれば、980万円ぐらいの財源が必要になってくるわけですが、先ほど言った484万3000円の繰越財源が出るとすれば、半分くらいで1世帯当たり1万円の減税ができるようになるのです。

国保運営協議会では、今年の漁模様などを含め、高くないか、払えない世帯が出てくるのではないかというような質問はありませんでしたか、それをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、減税財源の関係で、今年度の決算の状況でございます。

先ほどの決算書での932万円というのは、税を除いた剰余金です。プラスして、税のほうは、5月1日から31日までの出納閉鎖までの税収を合わせますと、1450万円程度の繰越しとなります。

本来であれば、議員がおっしゃったとおり、減税財源に充てて、なるべく重税感を町民に与えないというのが国保の健全な運営という意味では望ましい姿ではないかなと感じております。

なお、様々な方法で試算いたしました。

減税財源を充てる場合、当てない場合など、様々なケースを国保運営協議会に諮りました。もちろん、議員からお話のとおり、今年の昆布漁について心配される声も当然聞かれましたし、様々な懸念材料がありました。ただ、令和6年度に北海道へ納める納付金が大幅に下がりました、その下がった納付金を基に税率算定をしております。応益分、応能分それぞれの負担率を計算し、結果的に所得割が下がったのです。ですから、1人当たりの課税分としては、当然、上がるのですけれども、全体を見ますと、実際には重税感はないと考えております。いろいろな世帯のケースはありますが、高所得者世帯を除くほとんどの世帯でかなり大幅に国保税が下がる見込みになることが分かっております。

この資料のみだと、議員が言われたとおり、国保税が随分上がるのではないのか、その分、減税財源に充てたほうがいいのではないのかとのご心配される声はごもっともだと思うのですけれども、そういった相対の比較を申し上げ、国保運営協議会では、減税財源に充てず、基金に積むとしました。その基金に積むという本質的な考えは、やはり、議員からあったとおり、今年、昆布漁の模様があまり芳しくないのではないかと予想されているからです。それに、国保納付金というのは過去3年間の基準値を基に決まります。昨年の昆布漁の分が来年の納付金に加算されますし、来年は昆布漁の影響が出てきます。そうして全体的なバランスを考えたとき、それを減税財源に充てるのではなく、今後想定される人口減少や高齢化、様々な医療費の増嵩も予想されます。そういった考えから、今回、1450万円程度の剰余金につきましては基金に積み立てたいということです。

今後、これ以上の減税財源が必要になるかもしれませんし、そういったことに備え、運営協議会としては基金に積むのが妥当だというような判断をしたものですから、このような結果になったということでございます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 私としては国保税の確定数値を入れていると理解したので、そういう話をしました。入っていなければ、1450万円ぐらいの繰越財源が生じるということなのですね。

今、国保財政調整基金は9600万円近くありますよね。それに上積みして、次の納付金に備えることによって、町民の国保加入者から多くの税を取って充当する、納付すると

いうことはないようにするというので了解しました。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。
これから議案第38号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第38号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第39号 浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第39号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第39号浜中町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、水道法の一部改正に伴い、水道整備管理行政の所管が厚生労働省から社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力、知見を有する国土交通省へ移管されたことに伴うもの、及び、水質基準の策定等に関しては、所管が厚生労働省から環境省への移管が行われたため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、水道技術管理者資格について、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に登録を受ける所管を変更するものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第39号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長(落合俊雄君) 日程第4、議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第40号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの規約の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第40号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 質疑なしと認めます。

これから議案第40号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第41号浜中町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

過疎地域においては、人口減少に歯止めがかからず、農林水産業の低迷、産業の担い手不足、身近な生活交通の不足、地域医療の危機、高齢化が進む集落の機能低下など、依然として厳しい状況にあることから、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本町につきましても過疎地域の指定を受けていることから、令和3年度に浜中町過疎地域持続的発展市町村計画を策定しております。

計画の変更について、主務大臣に提出するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

今回の計画の変更概要を申し上げますと、過疎対策事業債を活用する予定となっております閉校校舎改修工事及び公の集会施設建設事業に係る記載を計画本文と事業内容に追加するものであります。

また、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年となっております。

なお、令和6年4月16日付地政114号をもって、北海道知事との協議も調っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第41号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、散布地区辺地の総合整備計画の変更について、総務大臣に提出するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

計画の変更概要を申し上げますと、火散布アサリ礁事業に係る事業費が増額となる見込みであることから、計画に記載しております辺地対策事業債の予定額を増額するものであります。

計画期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5か年としております。

なお、令和6年5月13日付地政第276号をもって、北海道知事との協議も調っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第42号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第43号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第43号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、茶内原野西7線道路上に係る万世橋について、浜名町橋梁長寿命

化個別施設計画に基づき補修工事を行おうとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月23日、町内業者5者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が6435万円で落札いたしました。

なお、工期は令和7年2月5日までとしております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第43号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第43号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、議案第44号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○議長（落合俊雄君） 議案第44号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、茶内団地にある昭和63年度建設プレキャストコンクリート造2階建て1棟、8戸、延べ床面積562.05平方メートルの公営住宅を改修しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月23日、町内業者3者、町外業者2者、計5者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、丸重種市建設有限会社が1億8590万円で落札いたしました。

なお、工期は令和6年12月20日までとしております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第44号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（落合俊雄君） 日程第9、議案第45号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第45号工事請負契約の締結について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在、水道事業では、地震等の災害時でも指定避難所などの重要給水施設に給水する目的とし、管路の耐震化事業を計画的に進めており、このたびの霧多布配水本管耐震化更新工事は計画に基づいた工事でございます。

本工事は、榊町高台に設置されております霧多布配水池から道道別海厚岸線を横断し、榊町曹溪寺裏手までの延長342メートル、口径250ミリ、昭和49年度敷設の鑄鉄管を耐震管に更新しようとするもので、令和6年第1回浜中町議会定例会において予算の議決をいただいております。

当該工事の実施に当たり、去る5月23日、町内業者を含めた経常建設共同企業体1者、町内業者3者、町外業者1者、計5者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、出口・佐藤経常建設共同企業体が7975万円で落札いたしました。

なお、工期は令和6年12月20日までとしております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第45号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 財産の取得について

○議長（落合俊雄君） 日程第10、議案第46号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第46号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度に購入した資源物収集車、ダンプトラックについて、経年劣化が著しいことから、このたび、新たな車両に更新しようとするもので、令和6年第1回浜中町議会において繰越明許費として予算の議決をいただいております。

当該車両の購入に当たり、去る5月23日、町外業者3者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、UDトラックス道東株式会社釧路支店が1815万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和8年2月25日としております。

ここに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第46号の質疑を行います。

6 番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今、納期が令和8年ということで、ほぼ2年近くを要するということでした。購入しようとしている収集ダンプは、例えば、本体に何か特別な架装が必要のため、納期が遅れるということなののでしょうか。それとも、昨今の様々な状況において、要は、ディーラーが車を用意するのにこれだけの期間が必要だということなののでしょうか。

ほかの業界においてもこれくらいの期間を要するということの理解でいいのかどうか、また、収集業務自体に影響が出ないものかどうか、併せて聞いておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

納期につきましては、各ディーラーに見積りの依頼したときに納期を確認したところ、全ての業者から1年半かかると聞いております。

なお、架装についてですが、ごみが飛散しないよう、ダンプトラックの上のほうに蓋をするような構造とするということでありまして、そのディーラーからの見積りでそう設計しております。

次に、収集に支障がないかということではありますが、現状の車を使えますので、収集には支障なく、納期までに納入してもらい、交換するということが大丈夫だと思っております。ご理解を願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 財産の取得について

○議長（落合俊雄君） 日程第11、議案第47号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第47号財産の取得について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、災害時による断水が発生した場合の応急給水活動に必要なトラック積載用応急給水タンクを購入するもので、1.5トンタンクを霧多布地区に1台、2トンタンクを茶内地区、浜中地区にそれぞれ1台、計3台を配備し、各地区に迅速な応急給水をするため、購入をしようとするものであります。

第1回浜中町議会定例会において予算議決をいただいているものであります。

この購入に当たり、去る5月23日、町外業者3者による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、釧路扶桑物産株式会社が737万円で落札いたしました。

なお、納入期限は令和6年10月18日としております。

ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第47号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 簡単な質問です。

応急給水タンク車を3台購入するわけですが、どこに保管するのでしょうか。格納庫みたいなものも含めてあるのかどうか、確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ご質問にお答えいたします。

まず、1.5トンタンクのものを霧多布地区に1台ということで、こちらは防災倉庫の中に格納しようかなと考えているところがございます。そして、茶内地区に関しては、茶内配水池の敷地の中に固定しておきたいと思っております。それから、浜中地区ですが、今改修しております第3号配水池の敷地内に固定しておきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 令和6年度浜中町一般会計補正予算(第1号)

○議長(落合俊雄君) 日程第12、議案第48号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第48号令和6年度浜中町一般会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、歳出で定額減税補足給付事業の関連経費のほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は5309万1000円となります。

一方、歳入につきましては各事業の特定財源として道支出金1168万4000円、町債2400万円などを充てたほか、不足する財源につきましては繰越金1238万6000円を充てております。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は92億9193万9000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長(渡部幸平君) 議案の60ページをお開きください。

議案第48号令和6年度浜中町一般会計補正予算(第1号)について補足ご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に5309万1000円を追加、歳入歳出予算の総額を92億9193万9000円とする、第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条地方債の補正は、地方債の追加は第2表地方債補正によるとしております。

61ページと62ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

63ページの第2表地方債補正については、1、追加、起債の目的は、社会教育施設改修事業、限度額は2400万円、起債の方法、利率、償還の方法を定め、このたびの浜

中町総合体育館改修工事の補正予算に係る財源を地方債に求めるものであります。

64ページと65ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます、説明の便宜上、68ページの歳出からご説明いたします。

歳出についてです。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13万2000円の追加は、その他一般行政に要する経費の1節報酬の顧問弁護士報酬で、本町顧問弁護士の報酬月額の上げによる予算不足分を計上、3目財産管理費3000円の追加は、その他町有財産管理に要する経費の1.3節使用料及び賃借料の土地借上料で、霧多布小学校及び浜中小学校学校敷地の国有地部分の貸付料の改定によるもの、4目振興費1万2000円の追加は、地域振興に要する経費の1.8節負担金、補助及び交付金の全国過疎地域連盟北海道支部負担金で、本年度の負担金の額の確定によるもの、8目ふれあい交流・保養センター126万5000円の追加は、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費の1.0節需用費の修繕料で、霧多布温泉ゆうゆの源泉用ボイラーの制御盤等を修繕するもの、2項徴税费2目賦課徴收费101万2000円の追加は、定額減税補足給付に要する経費の1.8節負担金、補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金で、101万2000円の増は政府の経済対策による住民税の定額減税に係るシステム改修費、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、財源の組替えとなります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費182万2000円の追加は、住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金に要する経費で1.8節負担金、補助及び交付金、71ページの北海道自治体情報システム協議会負担金94万6000円の増は、政府の経済対策、令和6年度、新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付によるシステム改修費、定額減税補足給付に要する経費で1.8節負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金87万6000円の増は、経済対策の定額減税し切れないと見込まれる方への補足給付に係るシステム改修費となります。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費102万7000円の追加は、浜中診療所特別会計繰出金で財源調整によるもの、3目予防費27万9000円の追加、狂犬病予防に要する経費1000円の追加は、1.7節備品購入費の事業用備品購入で、動物用捕獲器の価格上昇により不足が生じたもの、感染症対策に要する経費の1節報酬の予防接種健康被害調査委員報酬14万4000円の増は、調査委員3名分の報酬を計上、8節旅費の費用弁償13万4000円の増は、3名の調査委員の移動に伴うもの、7目環境政策費22万1000円の追加は、環境政策に要する経費の7節報償費の有識者報償で、22万1000円の増は、景観計画策定策定会議委員13名の2回分を計上、2項清掃費2目じん芥処理費69万8000円の追加、じん芥処理に要する経費67万1000円の追加は、1.2節委託料のじん芥処理委託料で、作業員等の労務単価上昇に伴う委託料不足分を計上、7.3ページの最終処分場管理に要する経費2万7000円の増は、1.1節役務費の自動車保険料でバックホーなど作業機械の自賠責保険料、3目し尿処理費13万2000円の追

加は、し尿処理に要する経費 1 2 節委託料のし尿処理委託料で作業員等の労務単価上昇に伴う委託料不足分を計上となります。

5 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費 1 1 4 7 万 7 0 0 0 円の追加は、農業行政に要する経費、1 8 節負担金、補助及び交付金の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助で 1 1 4 7 万 7 0 0 0 円の増はイチゴ栽培用ハウス及び附帯施設の建設に係る補助となります。

6 款 1 項商工費 2 目商工振興費 3 2 5 万 1 0 0 0 円の追加は、商工振興に要する経費 1 8 節負担金、補助及び交付金の地域経済活性化促進奨励補助で、浜中養殖ウニ水槽冷却装置導入外 3 事業への補助に伴い生じる予算不足分を計上、3 目観光費 3 1 3 万 5 0 0 0 円の追加、霧多布湿原に要する経費 9 3 万 5 0 0 0 円の追加は、1 7 節備品購入費の施設用備品購入で霧多布湿原センター 3 階の霧多布カフェの食器洗浄機を更新するもの、ルパン三世活性化プロジェクトに要する経費 2 2 0 万円の追加は、1 8 節負担金、補助及び交付金のルパン三世活性化プロジェクト事業補助で、本年度のルパン三世フェスティバル開催に係る事業補助となります。

9 款教育総務費、7 4 ページの 1 項教育総務費 2 目事務局費 8 2 万 6 0 0 0 円の追加、育英事業奨学資金給付に要する経費 7 2 万 6 0 0 0 円の追加は、7 節報償費の育英事業奨学資金給付金で本年度の奨学生及び給付金額の決定による予算不足分を計上、教育活動支援に要する経費 1 0 万円の追加は、1 8 節負担金、補助及び交付金の教育研究指定校補助で散布小・中学校の研究指定校追加に伴うもの、2 項小学校費 1 目学校管理費 5 6 万円の追加は、小学校管理に要する経費、1 7 節備品購入費の校用備品購入で校務用ノートパソコン 2 台を購入するもの、2 目教育振興費 3 1 万 5 0 0 0 円の追加は、教育振興に要する経費、8 節旅費の費用弁償で霧多布小学校の学習支援員の追加に伴う予算不足分を計上、3 項中学校費 1 目学校管理費 1 0 8 万 3 0 0 0 円の追加は、中学校管理に要する経費、1 7 節備品購入費の校用備品購入で校務用パソコン 1 台と霧多布中学校職員室ネットワーク用ハードディスク及び附属品を購入するもの、2 目教育振興費 1 0 6 万円の追加は、外国語指導助手に要する経費で、8 節旅費の普通旅費 6 0 万 1 0 0 0 円の追加は現外国語指導助手の帰国費用と後任の外国語指導助手の東京から本町までの移動費用、1 0 節需用費の消耗費 1 0 万円の追加は後任の外国語指導助手の新生活に伴う必需品の購入、1 7 備品購入費の施設用備品購入 1 0 万円の増は同じく外国語指導助手の生活に必要な家具などを購入するもの、7 7 ページの 1 8 節負担金、補助及び交付金の自治体国際化協会負担金 2 5 万 9 0 0 0 円の追加は後任の外国語指導助手の東京までの渡航に係る負担金、4 項高等学校費 1 目高等学校総務費 2 1 万 7 0 0 0 円の追加は、高校管理に要する経費、8 節旅費の赴任旅費で教員の赴任旅費の確定に伴う予算不足分を計上、5 項社会教育費 4 目総合文化センター費 6 万 2 0 0 0 円の追加は、図書室事業に要する経費、8 節旅費の費用弁償で会計年度職員の任用に伴い生じる予算不足分を計上、6 項保健体育費、2 目社会体育施設費 2 4 0 3 万 5 0 0 0 円の追加は、大規模運動公園管理に要する経費、1 4 節工事請負費の総合体育館改修工事で 2 4 0 3 万 5 0 0 0 円の増は総合体育館の 2 基の真空ボイラー及び

附属設備を更新するもの、3目給食センター費46万7000円の追加は、給食センターに要する経費、10節需用費の修繕料で、電気回転釜4基のうち、1基のヒーターを修繕するものであります。

78ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、歳入の説明をいたします。

66ページをお開きください。

歳入についてです。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金146万3000円の追加は、1節総務費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助で、本年度実施する戸籍情報システムの改修が国庫補助対象と認められたことから対象事業費の100%で計上するもの、9目物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金283万2000円の増は、1節物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金283万2000円の増で、定額減税及び補足給付並びに令和6年度住民税非課税世帯等への給付事務に伴うシステム改修費の合計の100%で計上となります。

16款道支出金2項道補助金3目衛生費道補助金20万8000円の追加は、1節保健衛生費補助金の予防接種健康被害救済措置事業補助20万8000円の増で対象経費の4分の3で計上、4目農林水産業費動補助金1147万6000円の追加は、1節農業費補助金の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助1147万6000円の増で、イチゴ栽培用ハウス及び附帯施設建設に対し、充当率100%で計上となります。

19款繰入金1項基金繰入金4目育英事業基金繰入金72万6000円の追加は、育英事業奨学資金給付金に充当となります。

20款1項1目繰越金1238万6000円の追加は、1節前年度繰越金の前年度剰余金で財源調整となります。

22款1項町債6目教育債2400万円の追加は、1節社会教育債の社会体育施設改修事業債（過疎債）2400万円の増で、総合体育館ボイラー等更新工事について充当率の100%で計上となります。

以上、議案第48号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第48号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 数点お伺いさせていただきます。

まず、議案70ページの衛生費の保健衛生費の予防費のうち、71ページの感染症対策に要する経費についてです。

こちらは、報酬と旅費ということで、新たな計上となっていると思います。予防接種健康被害調査委員報酬ということですが、まず、この事業がまずどういった事業なのかということをご説明お願いいたします。

恐らく、健康被害を受けた方に対してということなのだと思いますが、例えば、どの予防接種での健康被害が対象になるのかなど、そういった内容についてご回答をお願いいたします。

次に、70ページの4款衛生費のうち、73ページの最終処分場管理に要する経費についてです。

2万7000円の増額補正となっていますが、こちらは自動車保険料の増額ということで、いただいていた概要では作業用機械の自賠責保険という説明がありました。こちらは当初予算では計上がありませんでしたので、経過などのご説明をお願いいたします。

次に、72ページの6款商工費の1項商工費のうち、73ページの商工振興に要する経費の18節負担金の地域経済活性化促進推奨例補助についてです。

当初予算では200万円で1件の見込み計上ということだったと思いますが、325万1000円の増額補正ということです。事業の内容としましては、農林水産物など、特産物の開発、製造などに事業費の2分の1補助を充当できると把握しておりますが、その内容について確認させていただきたいと思います。

また、3目観光費でルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費についてです。

220万円の増額補正ということで、追加要望があったという概要説明でした。概要説明ではファンミーティングという記載だったのですが、今のご説明ですと、ルパン三世フェスティバルの開催に伴うものということでした。恐らく、イベントなのかなと思うのですが、その内容と開催時期などについてお知らせをお願いいたします。

次に、74ページの2項小学校費のうち、75ページの小学校管理に要する経費についてです。

こちらも当初予算から増額の補正をしており、校務用パソコンの2台購入分ということでした。こちらは、不足による新規分なのか、故障による買い換えなのか、使用用途などについてもお知らせをお願いいたします。

また、教育振興に要する経費についてです。

こちらは費用弁償ということでの計上でしたが、経過についてお知らせをお願いしたいと思います。

次に、74ページの3項中学校費についてです。

こちら校用備品の購入で、パソコンとNASの購入となっていますが、内容のご説明をお願いいたします。

最後に、76ページの6項保健体育費のうち、77ページの給食センターに要する経費についてです。

電気回転釜のヒーターについて、9基中、3基の交換ということでしたが、その内容についてお知らせをお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） それでは、ご質問にお答えいたします。

70ページの4款衛生費の1項保健衛生費のうち、71ページの感染対策に要する経費の1節報酬と8節旅費の関係についてです。

予防接種健康被害調査委員の報酬に関わることですけれども、この補正は、議員がおっしゃったとおり、予防接種の健康被害救済申請に関わる調査委員会の開催に関わる経費ということで、2回分の委員3名分の報酬と費用弁償となっております。

調査委員につきましては既に委嘱しておりますけれども、北大の医師、町立厚岸病院の医師、保健所所長となっております。

予防接種委員会につきましては、町民が健康被害を受けたときに医学的な見地から必要な調査を行います。

このたびの申請ですけれども、子宮頸がんワクチンを受けた方から健康相談を受けておりましたけれども、被害救済制度に基づく申請を検討しているということで、今後、申請が上がってくる予定ですので、その関連経費を計上させていただいております。

また、どういうものなのかということですが、一般的にはコロナのワクチン接種となります。コロナにつきましては本年度から定期接種になりましたけれども、そうしたものです。そして、先ほどお話が出ました子宮頸がんワクチンの接種などとなります。また、一般的なインフルエンザや肺炎球菌など、町で推奨しており、定期接種で受診券を出して医療機関で受けてくださいという予防接種法で定められているものがありますので、そうした救済分が対象となります。

子宮頸がんワクチンについて言いますと、頻度はかなり低いですが、中学生ぐらいの年齢の方が受けます。今後とも、健康被害対策も含め、本人に寄り添った対応をしてみたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） 73ページの最終処分場に要する経費のうち、11節役務費の自動車保険料2万7000円についてご説明申し上げます。

最終処分場で使用しております重機の自動車損害賠償責任保険料で、小型ホイールローダー2台、8700円掛ける2台で1万7400円、バックホー1台8700円、合計2万6100円で、2万7000円の補正をお願いするものです。

こちらは、保険期間が24か月ということで、当初予算の計上漏れであります。今後はこのようなことのないようにいたしますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、議案73ページの商工振興に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の地域経済活性化促進奨励補助についてお答えいたします。

当補助金につきましては、先ほど補足説明で申し上げたとおり、現在、3事業者から申請があったことによるものでございます。内訳につきましては、少々細かくなるのですが、申し上げたいと思います。

まず、1件目は、マル北水産の水槽冷却装置で、冷凍機の購入事業です。冷凍機、熱交換器等の冷凍機器一式で305万円、その他設備工事費で103万2000円、合計408万2000円ありますが、経費の2分の1、200万円の上限がございますので、補助額としては200万円となります。

2件目は、おおともチーズ工場の乳製品製造機器、パッケージ作成に係る補助です。乳製品の製造機器についてはクリームセパレーターという生乳を回転させて遠心力でクリームを抜き出すという機械ですが、その装置が120万円、トップシーラー機という食品の容器の上に商品名のシールをつける装置ですが、それが68万7500円、専用のラベルプリンターが30万円、チーズ成形機という62万円の機器が2台で124万円、これらの機器の導入に係る諸経費が14万円、冷凍ピザ用の三方袋6625枚を製造ということで13万2500円、新商品のパッケージデザイン費一式30万円で、これらを合計いたしますとちょうど400万円となりますが、2分の1補助ということで、補助額としては200万円となります。

3件目は、ヤママル富士のスケールレジスター導入事業と新パッケージ作成事業です。スケールレジスターというものは量ったら何グラム何円とすぐに出るもので、量り売りができる装置76万2400円で、この2分の1で38万1000円です。もう一つ、新パッケージの作成事業で、トウダイブの印刷袋を6万枚作成予定で78万9000円、タコザンギの三方袋を1万5500枚製造予定で37万3300円、タコのぶつ切り用の印刷袋を1万4500枚の予定で38万6000円、むきホッキ用の印刷袋を1万枚作成の予定で19万3000円となり、パッケージの合計で174万3300円となりますが、この2分の1ということで87万円となります。

ですから、スケールレジスター38万1000円と各パッケージ代87万円の合計で125万1000円となります。

この3事業を合計いたしますと525万1000円となりますが、当初予算は200万円でしたので、不足分325万1000円の補正をお願いするものでございます。

次に、同じく73ページのルパン三世地域活性化プロジェクトに要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金のルパン三世地域活性化プロジェクト事業補助についてお答えをいたします。

先般、5月10日付でモンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクトの会長から本年度にイベントを企画、実施したいとのことで町へ補助金の要望があったところでございます。

残念ながら、昨年度は、総合文化センターの改修等の事情もございまして、未開催となってしまいましたが、やはり、一定のファン層が本町に訪れて集える企画、さらには、地元の町民も一緒に楽しめるイベントの実施を願う声が一層高まっております、当プロジェクト委員会の会議が4月25日に開催されたのですけれども、本年度のイベント開催について正式決定されたところです。

企画の内容につきましては、ルパン三世フェスティバルとなります。先ほどはミーティングと言いましたけれども、一定のファン層のためのイベントに限らず、地元の住民も楽しめるものということで、ルパン三世フェスティバルへと名前を変えました。

企画の内容としましては、関係する声優を招致し、トークステージを行います。また、イベント会場内では、モンキー・パンチ先生が生前に収集していたカメラ数十点を特別展示するなどの企画を予定しております。なお、企画内容についてはこれから変更が生じる可能性はあるということですが、それにかかる経費ということで、このたび220万円の補正をお願いするものでございます。

開催時期についてですが、本年、きりたんぽ岬まつりも開催する予定でして、9月8日を予定しているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 教育費について数点のご質問がありましたので、ご回答いたします。

まず、75ページの小学校管理に要する経費のうち、17節備品購入費の校務用備品についてです。

教職員の校務用パソコンについては、令和4年度に107台が整備されております。今年度現在、先生方は小・中学校で合わせて102人の方が本町におります。プラスして学習支援員3名と事務生2名の方がパソコンを利用しているのですが、現在、全員にパソコンが行き渡っております。しかし、今後、故障等あった場合の代替ストックとして、小学校費で2台、中学校費で1台を購入したいと考えております。

使用用途ですけれども、先生方は児童生徒の成績処理や授業の資料をつくるほか、文書作成、各種調査、報告のために使っております。そして、これは先生方も含めてですけれども、事務生については、朝の打合せや職員会議、行事の会議等の際、職員室のみんなでパソコンを使っています。

続きまして、教育振興に要する経費についてです。

経過についてですが、説明でもありましたとおり、霧多布小学校に現在雇用している学習支援員は今年度新たに採用させていただきました。ただ、その方は厚岸町で勤務をされている方で、月額2万6200円の通勤手当を払っています。その12か月分で31万4400円を支払うために追加させていただきました。

続きまして、中学校管理に要する経費のうち、17節の備品購入費についてです。

先ほど企画財政課長からも説明があったとおり、学校のハードディスクと先生用のパソコン1台の購入となっております。ハードディスクは、ハードディスク本体にプラスして、バックアップ用のハードディスクです。また、APCという非常電源と附属品がセットになったもので、そちらが8万3000円です。そして、パソコン1台の28万6000円ということで、合わせて108万3000円となっております。

○議長（落合俊雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（天岡道芳君） それでは、77ページの給食センターに要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてです。

2017年製の電気回転釜4基のうち、1基の炊き上がりが悪く、調査をしたところ、釜を1周するように9個のヒーターが取り付けられているのですが、このうちの3個に電気が通っていないことが分かりましたので、その取替えをするものであります。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、73ページの最終処分場に要する経費の自動車保険料について再質問させていただきます。

計上漏れということでしたが、それは、保険のかけ忘れなのか、数字の反映漏れなのかです。計上漏れに関しては昨日もございましたので、いま一度、チェックする体制については、ほかの課も含め、ぜひ強化をお願いしたいなと思います。

次に、77ページの給食センターに要する経費についてです。

9個中3個のヒーターの交換ということでした。給食センターですから、きっと毎日使うようなものだと思うのですが、ほかの機器に関して故障の懸念や劣化の可能性はないのか、確認をいたします。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては当初予算の計上漏れとなっております。今後は、課内において予算の計上漏れがないかをきちんと確認するようにいたしますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 給食センター所長。

○給食センター所長（天岡道芳君） それでは、再質問にお答えをいたします。

施設設備に関しては、保守契約等を結んで保守しておりまして、十分にケアはできていると考えております。

また、懸念が何かないかということについてですが、調理している中で修繕等が発生している部分もございます。5月下旬に炊飯システムの故障がありまして、修繕をしております。金額は8万7000円です。また、電気缶切り器で、缶を回転させながら切るので、すけれども、回転させられないということで、こちらも修理をしております、7万2000円です。そして、作業員が調理時に着ます作業服といいますか、調理服は洗濯をしているのですが、洗濯機が故障しまして、そちらの修理をしております、3万8000円です。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 1点です。

73ページの農業行政に要する経費のうち、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助についてです。

聞き慣れない初めての補助事業です。本町の事業費調ではイチゴ栽培のハウスとなって

います。これは道単なのか、国、道となっていますから、一般財源での調整なのでしょうけれども、この事業内容をお知らせ願います。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 73ページの農業行政に要する経費のうち、補助金の施設園芸生産基盤緊急支援事業補助にお答えします。

まず、1点目の質問でございますが、この事業は令和5年度の北海道の補正予算に伴う道単独事業です。

次に、事業内容についてです。

燃料価格の高騰の長期化を踏まえ、燃料費負担が大きい施設園芸農家のエネルギー転化に向けた取組を支援するとともに、資材価格が高騰する中、夏の高温障害による収入減のリスクへの対応など、施設園芸の生産基盤の確立を図るために行うものでございます。

具体的に申し上げますと、省エネ対策機器の暖房施設の導入のほか、それに併せて暑熱対策を行うことで燃料価格の高騰や高温の影響を受けにくいイチゴ栽培施設を建設するものでございます。

さらなる内容ですけれども、今回導入するものはビニールハウス2棟です。ストロングハウスと呼ばれるもので、間口7.3メートル、奥行き5.1メートルのものです。表現の仕方を変えますと、間口4間、奥行き2.8間のビニールハウス2棟を建てます。それ以外に省エネ対策として、設備の導入として換気扇、循環扇、内張り、環境制御装置一式、そして、ビニールハウスでは先ほど申し上げた本体と被覆資材を購入します。最後に、暑熱対策として、天窗を設置します。プラスして、ミスト噴霧器も購入します。

締めて事業費は2295万3707円です。この2分の1が道補助ですので、1147万6853円となります。これに伴い、歳入につきましては、67ページに載っておりますが、1147万6000円を計上しております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 細かく内容を説明していただき、分かりましたけれども、場所は茶内なのでしょうか。個人名は要りませんが、どこでやるのか、それをお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 再質問にお答えします。

地区につきましては西円朱別でございます。

予定工期は12月末を予定しておりますが、ビニールハウスの建設というのは3か月程度でできるということですので、今回の町の予算が通り次第着手するとすると、8月から9月には完成する予定です。ただ、工期は12月までを見ています。

なお、今回は、種からの栽培ではなく、苗を購入しての栽培になりますので、イチゴ栽培でも3か月程度で実がなるということで、そういうことから年内に1度は出荷できるのではないかと考えているとのことです。

○議長（落合俊雄君） 1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君） 今の説明から、3 か月でハウスが建って、3 か月で栽培できて、今年中に収穫できる可能性もあると理解しました。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） まず、69 ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、修繕料についてです。

先ほどは源泉用ボイラー制御盤というような説明だったと思うのですが、ボイラー本体ではなく、制御盤だと思うのですが、その故障内容です。それによって入浴といたしますか、営業等に対する影響というのはあるのか、また、修繕する間の対応について説明いただければと思います。

次に、71 ページの感染症対策に要する経費についてです。

新規計上であります。先ほどの説明では、子宮頸がんのワクチンを受けられた方が何らかの被害といたしますか、要は、何かの症状が出て、今回、それで調査が必要になったと理解していいのでしょうか。

というのは、今朝の新聞にもありましたけれども、コロナワクチンで健康被害があって、審査委員の審査によって救済の処置がなされたということでした。これは、何か事案が生じたときにこういう審査会を設置するのか、それとも、先ほど言っていたように、様々なワクチンがあることから、常時、こういう審査会の設置について予算化する方向で行くのかということ。要は、事案が発生した都度、開催しますという捉え方でいいのかどうかを確認しておきたいと思います。

次に、77 ページの大規模運動公園管理に要する経費についてです。

2 基あるボイラーのうちの1 基かなと理解しました。先ほどは真空ボイラーという説明だったかと思うのですが、ボイラーというのは、暖房や給湯の用途のためにあるものだと思っています。

しかし、当初予算ではなく、補正で出てきたということは何らかの不具合が発生したと思うのですが、そういう理解でいいのでしょうか。そして、不具合によって施設の運営等に影響があるのかないのかも含め、説明をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、議案69 ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、10 節需用費の修繕料についてお答えをいたします。

これにつきましては、補足説明のとおり、霧多布温泉ゆうゆの源泉用ボイラーの制御盤の交換、修繕に係るものです。現在、ゆうゆには、源泉用ボイラーが1 基、本館用のボイラー2 基ということで、3 基のボイラーが設置され、稼動しております。そのうち、源泉用のボイラーで、源泉元といたしますか、下から上に上がってくるもののボイラーですが、今回、制御盤といたしますか、電気系の不具合で着火できなくなり、動かなくなるという故障がございました。

前回、平成30年に交換しているのですけれども、この機器については、メーカー推奨では4年程度ということでした。交換から5年7か月ほどがたっており、部品はもう既に製造を終了しているということで制御盤そのものを交換しなければなりません、それに係る費用として126万5000円ということでございます。

次に、営業に対して影響はないのかについてです。

全部で3基のボイラーがありますので、今、1基は止まっているのですけれども、ほかの2基でカバーできていまして、営業を止めるというようなことはございません。それにしても早急に交換しなければならないということで、このたび補正として計上をさせていただいたものでございます。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 71ページの感染症対策に要する経費のうち、予防接種健康被害調査委員会のことについてです。

この委員会は、議員がおっしゃったとおり、事案が出てきたときに設置するものとなります。ワクチン接種を受け、症状が出たとき、例えば、コロナもそうですけれども、1週間や2週間で収まる場合があるのですけれども、それが継続して病院に受診されてもなかなか改善しないといった状況があります。そうした際、今回の場合もそうですけれども、救済申立てをしたいということで関係書類を現在集めているところです。

この委員会では、救済制度に基づき、受診票や症状などを調査するのですが、最終的には、北海道を通して国に上げます。最終的な決定権は国にありまして、例えば、医療費や医療手当、要は、通院など、医療に関わってかかったお金が給付されます。

また、長期間、障がいが残った場合は障害年金の申請もできますが、手続としては、まず、町が受け付け、道を通じて進達するというような流れになります。

子宮頸がんワクチンで言いますと、1万人に10人程度は症状が出ていまして、国に報告していますが、極めてまれでして、釧路保健所に確認したのですけれども、釧路管内ではないと聞いています。

なお、委員は令和5年6月1日から委嘱しているのですけれども、どちらかというところ、コロナワクチン接種の健康被害があるのではないかなということで要綱等を整備し、対応しようと考えていたところなのですけれども、このたび、そういったことで申請をしたいということでしたので、改めて計上をさせていただいたところです。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安住貴志君） 大規模運動公園管理に要する経費のうち、総合体育館改修工事についてお答えをいたします。

総合体育館の改修工事の内容ですけれども、総合体育館の暖房給湯設備であります真空式ボイラー2基、これは同じものですが、この両方の更新となります。それから、それに併せまして給湯加温配管の増設と外調機系統設備の撤去、自動制御盤の更新を行うこととしております。

更新しますボイラーについては、総合体育館が建てられました平成2年から使用し、34年が経過しております。今年2月、2基のうちの1号機の真空管体に亀裂が生じました。しかし、古い機器のため、部品交換や溶接等の修理が不可能なこと、また、稼働している2号機も老朽化が進んでいることから、このたび、2基の両方を同時に更新することといたしました。

現在は2号機の稼働により暖房は使っております。しかし、体育館内のシャワー室や事務所の給湯室、また、スケートリンクへのお湯の供給が故障した1号機のみから可能となっていたことで、現在、給湯ができなくなっております。この更新に合わせまして、1号機、2号機の両方から給湯ができるようにするため、現在はほとんど使用をしておらず、老朽化が進んでいる外調機系統の設備を撤去し、そこに給湯加温配管を増設するとともに、同じく老朽化している自動制御盤の更新を行いたいと考えております。

なお、現在は給湯できない状況ではありますが、シャワー室と事務所の給湯につきましては、あまり使われていない状況ですので、問題はないのですけれども、スケートリンクへのお湯の供給ができませんので、夏の間は使用しないということで、現在のところ、影響は少ないと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、71ページの予防接種の関係についてです。

今回、救済措置を受けたいという当事者からの申請があつて調査委員会が設けられたと受け止めました。本人としては、接種後、体に異常があつて、まずは医療機関にかかったのでしょうか。そして、診察等を受けた結果、これは予防接種の影響が疑われると言われたとき、その医療機関からこういう例が出ていますよという連絡が町へ来るのでしょうか。それとも、あくまでも、ご本人から、町に対し、こういうことなので、救済を受けたいという申出があつて、こういうものが設置されるのでしょうか。

要は、接種後、体に何らかの変化があつた方からの申請が必要なのかという仕組みについてです。医者からこれは接種の影響が考えられますよと言われ、こういうことになるのか、システム的なことを伺っておきたいと思ひます。

次に、体育館のボイラーについてです。

1基はまだ稼働しているので、通常の暖房等に影響はないということでした。これから暖かい時期になってくるので、暖房等に影響はないのかなと思うのですけれども、シャワー室や給湯では必要だと思ひます。

2基を一緒に替えるということでしたが、工事期間についてです。この予算が通つてから入札等になるのかは分かりませんが、この予算が通つた後、速やかに工事が終了するという見通しがあるのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 予防接種健康被害救済に関わる委員会への申請と申すか、手続のことについてです。

先ほども言いましたとおり、症状が軽度の場合、その後、収まるということはよくありますが、症状が出て、病院に受診したときです。このケースについては個人情報もあるので、一般的なワクチン接種の健康被害の救済のことをお話しさせていただきます。

例えば、コロナウイルスで言いますと、アナフィラキシーショックや心筋症となった場合、医療機関にかかるかと思うのですが、その医療機関から保健所への報告が義務づけられています。アナフィラキシーで言いますと、接種してから4時間以内に症状が出た場合は通知を出すというルールになっておりますので、そういったものを基に保健所では押さええます。そうして情報が町に来る場合もあるかもしれませんが、このたびのケースで言うと、本人からの健康相談があり、フォローしていました。そして、病院にもかかっていたのですが、病院でははっきりした因果関係があるというところまでは言えず、その症状が起因するものではないかという証明をするために受診している状態です。そのため、その受診状況等も含め、かかった医療機関で受診証明をもらい、救済制度に基づいた申請を委員会に出してきます。そして、委員会では関係書類や時系列を確認し、最終的には、先ほどもお話ししましたとおり、医療費なり医療手当の申請、あるいは、障害年金の申請をするという二つのケースとなりますが、そうしてこのケースについて関係書類の確認し、医療的見地から委員会で検討していただき、道を通じて国に出します。

なお、因果関係については、例えば、コロナワクチンでそういう症状が出ているのだと国で認定されまると、市町村のほうに戻ってきまして、基準額はありますものの、手当を町村から出すこととなります。

また、国の機関に出すまでに審査期間が1年以上を要するというケースがありますけれども、健康相談なども市町村がやることとなります。

ですから、病院から町にこういう症状の人がいますよという通知は来ません。本人からの申立てか、保健所から来るということです。

○議長（落合俊雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安住貴志君） 改修工事についての再質問にお答えをいたします。

工期につきましては4か月を予定しておりまして、議会終了後に速やかに入札等の手続を取りまして、11月上旬、本格的な冬が到来する前には完了したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時05分）

（再開 午後 1時05分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第48号の質疑を続けます。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 同僚議員が多く聞いてくれましたので、私からは大分減りましたけれども、2点ほどにまとめて質問したいと思います。

まず、1点目は、71ページの環境政策に要する経費のうち、報償費についてです。

説明では、景観計画策定委員会の委員への謝金ということで、8500円の13名掛ける2回ということでしたが、これについては了承しました。

ただ、4か月延びて、景観審議会が10月に行われるということですから、そのときに施行するのかなと思っていますが、それまでのスケジュールについてお知らせをいただきたいと思います。

また、71ページのじん芥処理に要する経費のうち、じん芥処理委託料、73ページのし尿処理に要する経費のうち、し尿処理委託料についてです。

当初予算の審議の折には、じん芥処理委託料については前年度対比287万1000円の増ということでありました。また、し尿処理については60万5000円の増ということで、その内容をお聞きした結果、どちらも人件費アップという説明がありました。

今回もどちらも労務単価の上昇によるというお答えでした。私としては、労務単価も人件費も一緒ではないのかと思っていたのですが、その違いについて改めて教えていただきたいと思います。

次に、73ページの農業行政に要する経費の補助金についてです。

1番議員が質問しており、その施設の整備内容については了解をしております。ただ、お聞きしておきたいのは、この補助事業の申請に至った経過です。言ってみれば、町長の公約にあるわけではないですし、総合計画にもあるわけではないのです。個人が申請し、直接補助ということであれば行政は全然タッチしなくていいのですが、道補助金ですよ。道としては、トンネル補助でも、浜中町の予算に計上したほうがいいということでこうしたのかなと思うのですが、浜中町の産業振興という意味では、こういった事業もありかなと思っているのです。

その上でお聞きしたいのですが、当事者から町にどういう申出があって、町と道ではどういう協議がなされ、この事業を導入したか、さらには、今後、イチゴ以外の同類の事業が出てきた場合も同じような対応をするのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

71ページの環境政策に要する経費のうち、報償費の有識者報酬の22万1000円についてご説明を申し上げます。

まず、スケジュールについてですが、令和6年6月中旬に景観計画の内容及び修正した内容について役場職員へ共有を図る予定となっております。次に、7月中旬に景観計画策定委員会の第1回目を開催し、7月下旬に景観計画策定委員会の第2回目を開催する予定となっております。8月上旬にパブリックコメントを開始し、9月上旬にパブリックコメントを終了します。9月中旬に景観審議会を開催いたしまして、10月1日に景観計画を公表する予定となっております。

続きまして、71ページのじん芥処理に要する経費のうち、委託料のじん芥処理委託料67万1000円についてご説明を申し上げます。

こちらは、し尿処理の関係も一緒になりますが、当初、前年度の北海道の公共工事設計労務単価について、5%上昇を見込んで予算を計上しておりましたが、運転手（一般）で7.8%、540円の上昇、作業員では4.7%、55円の減少となり、1回当たり485円が増えている状態となっております。

そのほか、直工等があり、じん芥処理につきましては、46万9000円の経費を含めまして67万1000円の増となっております。

こちらがごみの収集回数を掛けておりますが、予定では667回としております。ごみの品目もありますけれども、その回数があることから増になっております。

次に、し尿についてですが、こちら先ほどと同じ単価になっております。こちらの場合、経費が10万2000円上がるということですが、し尿の処理回数が1年間で210回の予定となっていることから13万2000円の増としております。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 73ページの農業行政に要する経費のうち、補助金の施設園芸等生産基盤緊急支援事業補助についてお答えします。

まず、質問の一つ目の経過についてです。

令和5年度末に発表された北海道の令和5年度補正予算の中にこのメニューがありました。そこで、法人格を持った酪農家1件からこの事業に手を挙げたいとの申出がありました。事業内容を確認したところ、ビニールハウスでのイチゴ栽培を行いたいとのことでしたが、今回の事業という省エネ対策を講じること、そして、暑熱対策を講じることに基づいた栽培であれば補助金交付要件に合致すると判断しました。

町として、北海道に対し、この事業の必要性を訴えた結果、令和6年3月21日に北海道からの事業の承認及び配当内示の通知がありました。

町としましても、この事業を行うことにより、新たな産業を創出できること、また、イチゴについては通年で出荷しますので、従業員を年間雇用ができるということ、さらには、事業主の構想の中では、いずれふるさと納税の返礼品にも回したいということもあり、以上の点から合致するメニューなのかなと捉え、その旨を北海道にも伝え、このたびの経過となりました。

もう一つの質問の同じような事業がもう一つ出た場合は町としてどうするのかについてです。

今回と同様、町として、新たな雇用の創出やふるさと納税の返礼品になりそうなど、様々な要件に鑑みながら、事業計画を精査した上で採択したいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） ただいま答弁をいただきましたことに関してのみ再質問をいたします。

3月21日に道から内示があってスタートすることになったということでもあります。新たな事業の創出や雇用の場の確保にもつながる、省エネの導入ともなるというような内容

のようでありますけれども、例えば、事業費の2分の1の100%がトンネル補助という中身ですけれども、仮に、100%補助ではなく、町の負担が半分あるといった場合でも推進されるのでしょうか。

私が言いたいのは、貴重な財源ですし、町の財源を使うとなれば、多分、一般財源を投入するというようなことになるでしょうけれども、例えば、2分の1を町が持たなければならぬといった場合、総合計画にもない事業について、町長の執行方針には産業の振興という大項目があるわけで、それで持っていけると町長が判断した場合については同じような対応をするということで捉えていいのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

73ページの農業行政の関係でございます。

今質問がありましたとおり、今回の予算につきましては、歳入歳出も同額、トンネル補助ということでもありますけれども、もしこれが町の財源も含めた中で行われる事業だとすれば、その事業の内容も精査しつつ、当然、議員にも事前に説明をさせていただきながら取り組んでいく内容のものだと思っております。

トンネル補助であれば、今までどおり、新たな産業振興ということでもありますし、雇用も生まれるということであれば、町としても産業振興につながるということになります。が、財源が絡むとすれば、今言ったとおり、議員の意見も聞きながら精査していきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） それでは、75ページについて、3項目の質問をさせていただきます。

まず、育英事業奨学資金給付に要する経費についてです。

教育長の行政報告では、募集は大学生、専門学校生で10名、高校生が12名という説明がありました。そのうち、今回該当になったのが21名であり、1名が該当にならなかったということでございますけれども、どういう理由なのでしょう。所得の関係など、いろいろとあると思っておりますけれども、その理由をご回答願いたいと思います。

次段の教育活動支援に要する経費のうち、教育研究指定校補助10万円についてです。

散布小中学校がこのたび新規指定ということでの補助10万円とありますけれども、この内容を教えてください。そして、これは今回限りなのかです。散布小中学校ではいろいろな研究をずっとして、指定校として活動しておりますので、その内容をご回答願いたいと思います。

次に、一番下の外国語指導助手に要する経費についてです。

今までの外国人指導助手から新しい方を採用し、我がまちの外国語助手として活動してくれるということでございますけれども、この人はどこの国の方で、何年間ぐらい助手として活動してくれるのでしょうか。

予算の明細が5項目あり、帰国に関わる旅費、消耗品、備品購入費、渡航負担金の内容をお答え願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず一つ目の育英事業奨学資金給付に要する経費のうち、給付金に関し、1名の方が該当にならなかった理由についてですが、所得制限によるものでございます。

続きまして、教育活動支援に要する経費のうち、負担金、補助及び交付金の10万円の増についてです。

こちらは、議員の言われたとおり、散布小中学校の研究事業に対する支援となります。

まず、趣旨としましては、浜中町立小・中学校教育の振興に関わる研究指定校に指定された学校の研究推進を援助し、もって、浜中町学校教育の進展及び充実に資するための補助となっております。教育の過程に関する分野、教科指導に関する分野、道徳教育に関する分野、特別活動に関する分野、児童生徒に関する分野の5分野となっております。

このたび、散布小中学校では、研究分野としましては、教師の主体的な学びの実践を通して、子どもたちの生きる力の育成を図る研究課題となっております。

この研究結果につきましては、町内の学校教員による公開授業研究会で発表していただくとともに、成果については報告書の提出をいただいているところであります。

年数につきましては、令和6年と7年の2年間で行うこととなります。

最後に、英語指導助手についてです。

残念ながら、現在、リースさんという英語指導助手がいるのですが、1年間で退職ということになりました。8月7日より新たにジェームズさんという26歳の男性がアメリカのケンタッキー州から来られます。

旅費の内訳ですけれども、まずは帰国旅費として49万3000円、新しく来る方の東京でのオリエンテーションに係る宿泊費、そして、東京から浜中町に来られる旅費として10万8000円、合わせまして60万1000円となります。

需用費についてですが、布団、掃除用具、食器といった生活必需品を購入する予定です。備品に関しましては、現在、ソファを購入する予定となっておりますが、そのほかには、電子レンジ、オーブン、炊飯器など、故障しているものを交換したいと考えております。

次のページの負担金25万9000円につきましては、新しく来る方がアメリカから東京まで来られる分の渡航旅費となります。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 再質問いたします。

育英事業奨学金制度は浜中町独自の返還のない給付金ということで大変喜ばれております。これは基金を取り崩しての給付金となっていると思いますけれども、近年、物価の値上がり、また、教材等の値上がり等があります。財源の関係からか、大学生、専門学校生で1万1000円、高校生で5000円となっておりますけれども、今後、それを上げる考

えはないのか、また、検討されていないのか、その点、ご答弁を願いたいと思います。

また、1回目で質問するのを忘れてしまったけれども、大学、専門学校では、どういう職種の人が希望して給付金を受けているのか、また、高校生は、町内の人は何人なのか、その点もご答弁を願いたいと思います。

次に、外国語指導助手ですけれども、この方も1年限りなのか、その点だけご答弁願いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（澤邊昭彦君） 再質問にお答えしたいと思います。

育英事業奨学金の金額についてですが、4月26日に審査会を行った際にも議論になりました。平成29年に1万1000円に上げたのですが、その後の物価上昇率を調べたところ、7%ぐらいでした。ですから、1万円でも700円となりますので、上昇率が10%前後になったときに再検討しようということになっております。

次に、奨学金の学校のことについてです。

例えば、専門学校であれば、情報専門学校、医療専門学校が多いです。大学であれば、科学技術大学、北星学園大学となります。高校に関しましては、町内の高校生が7人で、町外の高校生が3人となっております。

続いて、ALTの関係ですけれども、ALTは1年契約となりますので、毎年、12月ぐらいにまた残ってくれますかという確認をしまして、本人の意思でもって継続します。最大3年までいられるということになっております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第13、議案第49号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第49号令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、マイナンバーカードと保険証の一体化に向け、被保険者の加入者情報の送付に必要とされる予算などの補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、郵送料として17万6000円の追加、4款保健事業費では、特定健診受診勧奨事業委託料として、受診勧奨事業に係る追加費用分で14万1000円の追加、一方、歳入につきましては、2款国庫支出金では、加入者情報送付分の17万6000円を追加、3款道支出金では、保険者努力支援分として14万1000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は11億7554万3000円となります。

なお、このたびの補正予算につきましては、去る5月31日開催の第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由を説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) これから議案第49号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番(田甫哲朗君) 87ページの歳出の一般事務に要する経費のうち、郵送費についてです。

マイナンバーカードと保険証、いわゆるマイナ保険証の一体化に向け、被保険者に対し、加入者情報を送付するという説明でありましたが、この加入者情報というのはどういう内容のものなのでしょうか。

現在、保険証と一体化になっていない方もおられるということで、それを促進するためのものかなと想像するのですが、その内容を説明していただきたいです。

また、当町のマイナカードの普及率、あわせて、マイナ保険証とひもづけしている普及率が分かるのであれば、お知らせをいただきたいと思えます。

○議長(落合俊雄君) 保険課長。

○保険課長(久野義仁君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員からご質問があったとおり、今年の12月2日に保険証が廃止になることが決定しております。8月1日から7月31日までを期限とする保険証は7月中に発送いたします。

その際に、今までは更新手続ということで保険証をただ送付するのみの作業でありました。しかし、被保険者の方には、マイナ保険証にひもづけている方、ひもづけていない方、持っていない方など、様々な方がいらっしゃいます。

有効期限といえますか、経過措置としては1年間設けられていますけれども、12月2日を超えるとマイナ保険証を持っていない保険資格を持った方へは資格確認書というもの

を送ります。ただ、今回の保険証の補正予算に絡む内容につきましては、厚生労働省から、今年の保険証を送る際、マイナ保険証を持っており、ひもづけている方にはこういう個人番号で間違いないですかという通知も確認のために一緒に送らなければならないということになりました。個人番号の下4桁を表示し、あなたはマイナンバーカードに保険証がひもづいています、これで間違いないですかというお知らせを郵送するということです。

なお、こちらは、普通郵便ではなく、特定記録郵便で送付しなければならないという国から指示があります。ただし、この経費は全て公費で賄われるものですから、特段、一般財源の持ち出しはないのですけれども、その点の事務が今年度に限って増えたということになります。そのための作業だと認識していただきたいと思います。

次に、現在のマイナンバーの加入情報についてです。

マイナンバーカードにつきましては、住民環境課で管理をしておりますけれども、私から一括して答弁させてもらえればと思います。

まず、5月31日時点の町民全体に対する交付率ですが、5月31日現在で人口が54111人、そのうち、4493人がマイナンバーカードの交付を受けており、率で申し上げますと83.03%になります。

そして、町の場合、保険者が国民健康保険のみなので、国民健康保険のマイナンバーカードの登録、要するに、ひもづけている数は、被保険者数の2065人に対し、ひもづけされている方が1409人おります。

加えて説明を申し上げますと、マイナンバーカードにひもづけている方で実際にマイナンバーカードを医療機関で利用されている方の率は17%から18%の間です。

全国平均でマイナ保険証を使われている率が5.7%ということなので、浜中町に関しては全国平均の3倍ぐらいの方がマイナ保険証を利用されているということになります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 一つ気になったのは、マイナ保険証の利用割合です。

全国平均から見ると確かに高いかもしれませんが、明らかに低いなと思います。ここに来てこの率というのはどうなのかなという少々心配な面もあります。

簡単に手続もできますし、これは便利です。使われた方のほとんどは、僕と同じような感想を持たれるのではないのかなと思います。マイナカードはそれなりの方が持っているのですが、ひもづけについてです。実際の利用はこのぐらいですよということなのですよね。これは町でやるべきかどうかは分からないのですけれども、もっとPRが必要なものではないのかなと感じます。

例えば、町でできることがあるのであれば、それはそれで考えていただきたいなと思いますので、その点だけ答弁をいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） お答えいたします。

確かに、マイナ保険証に関しては、今、国会なんかでも随分と議論がされていますけれ

ども、やはり賛否があります。なぜかという、情報の漏えいといいますか、セキュリティーの関係について国民の多くの方が不安を抱えていらっしゃるものですから、なかなか浸透しないといいますか、利用につながっていないという現状もあります。

ただ、マイナ保険証は決してメリットがないわけではなく、様々なメリットを国で示しております。例えば、転勤、転職などで居住地を変えても更新手続は必要なく、そのまま医療保険として使えるといったメリットがあります。また、医療費や過去の受診歴をマイナポータルで確認することもできますし、所得税の申告のときに医療費控除の手続が必要なくなるというようなこともあります。

しかし、デメリットとしては、窓口で使えない医療機関もあるということがございます。そういったところにはマイナ保険証と一般の保険証を持っていかないと受診できないということもあります。

マイナ保険証の利用に関しては、自治体も含め、医療機関でも丁寧な説明をしていただいておりますが、必ず使ってくださいと強制はできません。それでも、地道な手続に向けたインフォメーションをしていただいております。

それから、自治体としても、今回、保険証を送る際に、マイナ保険証を使っただきたいという考えもありますので、PRも含めた手続を取りたいなということで、なるべくマイナ保険証の利用率を上げるために自治体としても努力していきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今の質問に関連して質問させていただきます。

課長から、マイナカードを持たない人については資格確認書を発行するということがありました。

国保の関係で、要するに、税金を払わない人、納めてくれない人については資格確認書を出し、10割分を払ってもらって、後からその見合い分を本人に返すというような仕組みですよね。また、今の答弁では、マイナ保険証を持ってもらうことについては強制ではないということでした。

具体的に、12月2日から廃止になったとき、資格確認書はどのように出すのでしょうか。また、例えば、それを持って診療所なりに行った場合にどういう手続をされるのでしょうか。そして、被保険者はどういう手続で受診できるようになるのか、もう一度説明してください。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 質問にお答えします。

マイナ保険証を持たれていない方、マイナンバーカードを持たれていない方は、従来どおりの手続にはなるのですけれども、要するに、カード式のものは今後出ないということです。はがきサイズの資格情報を記した資格確認書を各個人に送らせていただきます。そのはがきを持って病院に行くと今までどおりの受診ができるというような仕組みになりますので、生涯、マイナンバーカードを持たれない方は、毎年、資格確認書が送られるとい

うような手続になります。

議員から前段で10割という話もございました。税を納めていない方の措置として、短期証がこれまでは認められておりました。ただ、今回のマイナ保険証の改正に伴いまして、短期証という表現がなくなってしまいました。

年に3回、国保連携協議会というものが釧路・根室地域でブロックごとに行われておりまして、私はそれに参加したのですけれども、各自治体でも、国保税の滞納に伴う短期証の取扱いがどうなるのだという意見がかなり出されておりました。

なお、北海道本庁の方からも担当者が見えられていましたが、短期証の取扱いについては、特に北海道は収納率が高いものですから、収納率の維持のためには短期証が必ず必要だと考えているし、保険者に収納の意識を高めさせる一つのアイテムとして使っている以上は継続して使いたいということで、短期証を認めてもらうべく、道を通じて厚生労働省と協議していただいている最中です。

そのため、短期証の取扱いについては、何らかの形で道を通じて各自治体にお知らせとして来ると思うのですけれども、ぜひ継続となってほしいですし、浜中町の収納率は今年も98.4%と非常に高い数字なものですから、そういった取扱いも含め、しっかりと国に訴えていきたいと感じております。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今言われたように、生涯持ちたくないという人も中にはいると思うのです。そういう人方のために、持たない場合については、かくかくしかじかですとなりますよというようなことを説明していただければと思います。

国にも短期証を残してほしいということで要請しているようですので、それがはっきりしてからでもいいのですけれども、持たない人に対し、広報を通じてでもいいですが、大丈夫ですよ、受診できますよと、何らかの形で丁寧に親切に周知していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） 資格確認書を送付する際、そのような説明をさせていただきたいと思います。

窓口にいらっしゃる方も結構いるのですが、特に高齢者の方にはマイナンバーカードを説明しても理解されない方もたくさんいらっしゃいます。しかし、今、議員が言われたとおり、マイナンバーカードやマイナ保険証を持つ意義を丁寧に説明し、なるべく持っただきたいと思います。ただ、議員が言われたとおり、持ちたくないという方も一定程度いると思います。そういった方にもメリットをしっかりと説明し、その上で持たないというのであれば、本人の意思ですから、どうしようもないのですけれども、制度を丁寧に説明するということに尽きると思いますので、全力でそういった説明をしたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第14、議案第50号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第50号令和6年度浜中診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は、診療所及び医師住宅修繕に伴う経費について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、1款総務費、浜中診療所管理に要する経費では、修繕料、診療所病室天井ダクト用換気扇取替えで8万2000円の追加、浜中診療所運営に要する経費では、修繕料、医師住宅外部補修及び設備補修で94万5000円の追加、一方、歳入につきましては、4款繰入金で一般会計繰入金102万7000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は3億616万3000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第50号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 95ページの浜中診療所の運営に要する経費のうち、修繕料についてです。

修繕料94万5000円については、昨年度に新たに雇用した医師の住宅補修と想像しておりますけれども、その内容についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

議員が今おっしゃられたとおりの修繕となります。

初めに、医師住宅の外部修繕ですが、住宅の外に1階から2階に上る階段がありまして、手すりなどの鉄にはさびが付着していることから、さび処理と塗装、また、階段の腐食がありまして、モルタルの下地処理と塗装、バルコニーにはすのこの加工と下地処理と塗装、最後に、軒天井のパテ修繕と塗装一部張替えとなります。

なお、この中には設備修繕もございまして、衛星放送の受信アンテナの設置不良による高所作業と受信映像の調整、また、電気温水器から高温水が出ないと医師から報告を受けまして調査をした結果、電子基板と給湯混合弁に取替えが必要になったこと、それから、建具修繕で、2階キッチンからバルコニーに通じるドアのゴムパッキンの劣化がありまして、取り替えることとなります。

以上で合計94万5000円について補正をお願いするものでございますが、電気温水器からはお湯が出ない、ドアのゴムパッキンは雨と風の侵入といった悪状況で緊急性が高かったことから、予算を流用して先に対応させていただきました。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 今、流用してというお話をされていましたが、流用したもののについて、聞き漏らしたので、もう一度、お知らせをいただきたいです。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えします。

2階のキッチンから外のバルコニーに通じるドアのゴムパッキンが劣化していて、外が見えるような状況になっておりました。これは早急に直さなければならなかったもので、修繕をいたしております。

そして、給湯器についてです。水しか出ないような状況に4月ぐらいになりまして、業者を呼んで見てもらったところ、混合弁という水とお湯が混ざり合うところの調整弁と基板自体もちょっとおかしいということで修理させていただいております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 以前、購入するというときに説明は受けたのでしようけれども、この建物の築年数といいますか、何年くらいがたっているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 住宅につきましては、現在、16年が経過しております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 16年と考えますと、そう古くはない住宅であると理解いたします。ただ、残念ながらといいますか、一定期間、空き家になっていたという状況があったかと思えます。

建物というものは、人が住み、換気もされるから寿命も長くなるものと理解しているのですが、あそこを通ったときに気になったのが外壁の一部に変色が見受けられたこ

とです。

今回は不具合が生じていることによる修繕料となるのですが、今後、長く使っていただく上で、今のうちに再度劣化が激しくなる前の、例えば、外壁でありましたら、塗装をすることによってさらに寿命が延びるといったようなこともあるかと思いますが、その点についての考え方を伺っておきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

こちら、今、議員がおっしゃられたとおり、壁の一部には黒いカビ状のようなものが見られております。こちらは、この後、もう少し暖かくなってから、家庭用のものなのですけれども、高圧洗浄機で外壁を掃除してみようと考えておりました。

ただ、一般に住宅は15年ぐらい経過しますと外壁や屋根の塗装や修繕が必要になってくるので、清掃後、本年の夏頃に専門家を交えて調査に赴き、その結果次第では、来年か再来年か、現在では未定でございますけれども、診療所の予算との兼ね合いを図りながら予算を確保してまいりたいと考えています。

内装につきましては、前回の修繕でおおよそ壁の張替えもでき、問題なくなりましたので、あとは外装となります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15号 議案第51号 令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第15号、議案第51号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第51号令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書101ページの予算説明資料をお開きください。

このたびの補正は、水道事業所有の公用車である軽トラックが令和6年2月の単独事故により廃車となり、令和6年3月末に所定の手続が完了したことから、新規に軽トラック車両本体購入の費用と関連する諸費用を追加するものであります。

収益的収入で、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金9万9000円の追加は、収益的支出の追加による収入不足分を補填するため、一般会計補助金を追加するもの、収益的支出で、1款水道事業費用1項営業費用1目浄水及び配水費9万9000円の追加は、公用車購入に係る検査手数料、保険料、重量税の追加によるもの、収益的支出で、1款資本的支出1項建設改良費4目車両及び運搬具173万3000円の増額は、新規に公用車軽トラック車両本体を購入しようとするものであります。

公用車購入の財源につきましては、水道事業の自己財源により支出予定であります。

96ページにお戻りをいただき、議案第2条収益的収入及び支出は、それぞれ9万9000円を追加し、1億9309万8000円に改めようとするもの、議案第3条第1款資本的支出は、4億981万9000円に改め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を5903万8000円に、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を3903万8000円に改めようとするものであります。

議案第4条予算第9条に定めた他会計からの補助金は4104万2000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第51号の質疑を行います。

収支一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 101ページの資本的支出の車両及び運搬具の公用車軽トラック購入費173万3000円の増について質問をさせていただきます。

まず、令和6年2月に発生した事故の概要説明をいただきたいと思います。一気に聞きますけれども、運転者にけがはなかったのかどうか、それがまず一番心配でしたので、それを聞いておきたいと思います。

また、事故車の購入年月日と耐用年数は何年だったのでしょうか。令和6年2月ということですが、今までに作業するとき軽トラックに代わる車を使ったのかどうか、また、代車ではなく、町の車両を使って業務を遂行したのか、それも聞いておきます。

また、購入する車種については従来と同じものを購入するのか、それだけお知らせをいただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） ご質問にお答えします。

事故の概要についてです。

まず、令和6年2月2日、当事業の職員が西円朱別浄水場の運転管理業務のために円朱別原野北4号道路の丸佐橋付近を走行中、降雪による圧雪のわだちにハンドルを取られましてスリップし、路肩へ落ちまして、横転しました。いわゆるひっくり返ったみたいな感じになり、キャビンの荷台など、車両全体が損壊したものでございます。

その職員ですけれども、幸いにもけがはございませんでした。通院することもなく、次の日から職場に復帰しております。

次に、事故車両の軽トラックの耐用年数についてです。

地方公営企業法施行規則第15条で4年間と定められております。購入した年は平成31年1月31日でありますので、耐用年数は1年を経過している状況でございました。

次に、代車はどうしたのかについてです。

代用車として町所有のワンボックスの公用車を借りまして、現在も業務に充てているところでございます。

次に、購入する車種は、今回、事故を起こした軽トラックの車種と全く同じものでございます。ただ、年代も変わっていますので、車両本体価格が若干上がっているということで、今回、この金額を計上させていただいているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 事故の概要等を聞きました。職員にけががなく幸いだったなと思います。

一つ聞きます。

同一車種のもを購入するということでしたが、当然、附属品の中には新品のスタッドレスタイヤがつくと捉えておいていいですか。冬場にすり減っているものをまた使うというようなことにはならないと思いますが、それを確認しておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（南秀幸君） 購入する附属品についてです。

173万3000円の内訳ですが、車両本体として150万6000円、附属品として19万4000円です。この中にはスタッドレスタイヤも当然入っております。また、そのほかの附属品として、荷台に工具を入れるボックスを積むようなものも購入する予定でございます。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第52号 監査委員の選任同意について

○議長(落合俊雄君) 日程第16、議案第52号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 議案第52号監査委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現監査委員の串田明氏におかれましては、令和6年6月25日をもって任期満了となり、ご勇退されることから、このたび、新たに亀井英昭氏を選任いたしたく、提案した次第であります。

同氏は、ご経歴で示すとおり、人格が高潔で、財務管理、経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有していることから、監査委員として最適任と認めるところであり、ここに、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和6年6月26日から令和10年6月25日までの4年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は選任に同意することに決定しました。

日程第17 議案第53号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第17、議案第53号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員は、霧多布の松村嗣弥氏、散布の加藤俊美氏、茶内の福田敏幸氏の3名ですが、福田氏は令和6年6月28日の任期満了に伴い、ご勇退されます。

このため、後任の委員の人選を進めていたところ、茶内基線16番地で酪農業を営む大谷浩美氏を最適任と認め、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

大谷氏は、平成25年から茶内農村連合会副会長を歴任されているほか、平成30年5月からは浜中町農業協同組合非常勤監事、令和5年5月からは同代表監事の任に就かれており、地域からの信望も厚く、また、固定資産に関する十分な識見を兼ね備えていることから、適正、迅速かつ公正な判断力を持って業務に当たっていただけるものと認識しております。

なお、任期は令和6年6月29日から令和9年6月28日までの3年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は選任に同意することに決定しました。

日程第18 議員の派遣について

○議長（落合俊雄君） 日程第18、議員の派遣についてを議題とします。

北海道町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

日程第19 閉会中の継続調査の申出について

○議長(落合俊雄君) 日程第19、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和6年第2回浜中町議会定例会を閉会します。

(閉会 午後 2時13分)